

資料編

1 神栖市自殺対策協議会規則

令和2年3月31日

神栖市規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例（昭和47年神栖町条例第42号）第3条の規定に基づき、神栖市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策についての計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画に基づく自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 労働関係者
- (5) 警察・消防関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合又は欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

(作業部会)

第6条 協議会に、所掌事項についての関係部署との連絡調整及び自殺対策に必要な調査等を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、別表に掲げる課の係長以上の職にある者をもって充てる。

3 作業部会に部会長及び副部会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、会務を総理し作業部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある場合又は欠けた場合は、その職務を代理する。

6 作業部会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会及び作業部会に係る事務は、自殺対策担当課において処理するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会又は作業部会の運営に関して必要な事項は、会長又は部会長が協議会又は作業部会に諮って定める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和6年規則第18号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

納税課

市民協働課

社会福祉課

こども家庭課

こども政策課

長寿介護課

国保年金課

健康増進課

地域医療推進課

企業港湾商工課

教育指導課

障がい福祉課

2 神栖市自殺対策協議会委員名簿

関係者名	推薦団体など	職 名	氏 名
学識経験者	あやめ総合法律事務所	弁護士	作井 崇
保健・医療関係者	神栖市健康づくり推進協議会	会長	野口 修一
	潮来保健所	所長	緒方 剛
福祉関係者	神栖市連合民生委員児童委員協議会（神栖地区）	民生委員・児童委員	森本 政一
	神栖市連合民生委員児童委員協議会（波崎地区）	民生委員・児童委員	須之内 正昭
	地域包括支援センター	地域包括支援センター みのり 管理者・社会福祉士	梶山 弥生
	神栖市社会福祉協議会	事務局次長	相良 光浩
労働関係者	常陸鹿嶋公共職業安定所	統括職業指導官	吉田 茂基
	神栖市商工会	事務局長	荒井 康弘
警察・消防関係者	神栖警察署	生活安全課長	落合 一
	鹿島地方事務組合消防本部	救急救助課 課長補佐	西宮 哲之
教育関係者	神栖市校長会	会長	中田 信二
関係行政機関の職員	神栖市役所	産業経済部長	比嘉 年美
	神栖市役所	教育部長	新井 崇人
	神栖市役所	福祉部長	日高 篤生
	神栖市役所	健康増進部長	海老原 洋之

3 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策

の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

4 相談窓口

	相談先	電話番号	内 容
死にたい気持ち・こころの相談	茨城いのちの電話 (社会福祉法人 茨城いのちの電話)	つくば 毎日 24 時間受付 029-855-1000 水戸 毎日 24 時間受付 029-350-1000 フリーダイヤル 毎月 10 日 午前 8 時～翌日午前 8 時まで 0120-783-556	人生(生き方、自殺、職業など)・医療・家庭・教育・対人関係の悩み、不安など
	いばらきこころの ホットライン (茨城県精神保健 福祉センター)	・平日 9 時～12 時/ 13 時～16 時 (祝日・年末年始休) 029-244-0556 ・土日 9 時～12 時/ 13 時～16 時 (年末年始休) 0120-236-556	死にたい気持ち、その他の こころの悩みなど
いじめなどの 相談	子どもホットライ ン	毎日 24 時間受付 029-221-8181	不登校やいじめ、進路な どの悩み相談(18 歳まで の方)
医師による こころの相談	神栖市長寿介護課	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-91-1701	専門医によるこころの 悩み、こころの病気など の来所相談(要予約)
高齢者の相談	神栖市長寿介護課	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-91-1701	高齢者に関する相談な ど
こころの相談	茨城県潮来保健所	平日 8 時 30 分～12 時/ 13 時～17 時 15 分 0299-66-2174	こころの悩み、こころの 病気など来所相談(要予 約)
	神栖市社会福祉協 議会	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-93-0294	気分の落ち込み、不安、 不眠などの悩み相談
精神保健福祉に 関する相談	茨城県精神保健福 祉センター	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 029-243-2870	センター職員による相 談(要予約)
障がいに関する 相談	神栖市障がい福祉 課	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-90-1137	身体・知的・精神障がい に関する相談、障害者虐 待に関する相談・通報
	神栖市基幹相談支 援センター	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-77-5117	

	相談先	電話番号	内 容
妊娠・出産・子育ての相談 発育栄養相談 妊産婦の相談	神栖市こども家庭センター	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-77-9288	妊娠・出産・子育てに関わる相談や情報提供
	はさき保健・交流センター	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0479-21-5132	
	神栖市健康増進課	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-90-1331	
親子関係・虐待の相談	神栖市こども家庭センター	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-95-9576	子育てや虐待に関わる相談や情報提供
生活相談	神栖市社会福祉課	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-90-1139	病気や高齢のために働くことができないなど、生活に困っている方
消費生活相談	神栖市消費生活センター	平日 9 時～17 時 0299-90-1166	契約トラブル、消費生活に関する来所・電話相談
人権相談	水戸地方法務局鹿嶋支局	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-83-6000	差別問題など人権の侵害に関する相談（予約優先）
法律相談	神栖市市民協働課	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0299-90-1171	暮らし（営利を目的としない）に関する法律の相談。弁護士が無料で相談に応じます。（要予約）
女性総合相談	神栖市市民協働課	<u>・面談相談（要予約）</u> 毎週火曜日、第 2・4 木曜日 13 時～16 時 第 4 日曜日 9 時～正午 予約 0299-90-1171 <u>・電話相談（予約不要）</u> 毎週火曜日、第 2・4 木曜日 13 時～16 時 第 4 日曜日 9 時～正午 相談専用 0299-91-1236	仕事、家庭、DV、離婚などさまざまな悩みに関する面接・電話相談
配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力相談支援センター	平日 9 時～21 時 土日祝 9 時～17 時 029-221-4166	DV、ストーカー行為、離婚、家庭不和などの相談

	相談先	電話番号	内 容
悩み全般	よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)	毎日 24 時間受付 0120-279-338	悩み全般 (自殺予防、DV、性暴力、セクシャルマイノリティ、外国語の専門回線も)
いじめ・その他の子どもの SOS 全般	24 時間子供 SOS デイタル (文部科学省)	毎日 24 時間受付 0120-0-78310	いじめやその他の子供の SOS 全般についての相談
いじめ・虐待などの子どもの人権問題に関する相談	こどもの人権 110 番 (法務省)	平日 8 時 30 分～17 時 15 分 0120-007-110	いじめや虐待など子どもの人権に関する専用相談電話

第2期神栖市いのちを支える計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

令和7年（2025年）3月

発 行 神栖市

企画・編集 神栖市 福祉部 障がい福祉課

〒314-0121 神栖市溝口 1746-1

TEL : 0299-90-1137(直通) FAX : 0299-77-5844